（『国語学』179集　1994・12・31）

# 隠喩の実現
## ――従属句の修飾的側面と副詞的側面との関連における――

本多久美子

**要旨**

「見立て」の一類をなす隠喩的同定の特質を、同定対象である二者の「異質性」において理解する時、その異質性は、隠喩的従属句においても見出される。それは、従属句によって語られる事態が実的現象化を見ない事態であることが、その従属句が隠喩的従属句であることを主張するという点において明瞭に示される。そして、主句との相関において、その隠喩的従属句は、修飾的側面より多く副詞的側面を顕勢化させるが、そのような隠喩的従属句の典型として取り上げるのが「しるしのて」及び「にのと」である。前者「しるしのて」を初めとする隠喩的従属句は、非現象的事態としての「異質性」をもって解釈されるべきものである。その非現象性、超論理性は、極端的な一例提示としての程度性を内包する。これが、程度量性という副詞的側面の発現である。このような隠喩的従属句における「異質性」と副詞性との相関は、従属句一般における修飾的側面から副詞的側面への分析の段階性とも深く関わるものである。

**キーワード**：隠喩、従属句、副詞、「しるしのて」、「にのと」

## はじめに

本稿は、従属句（ここでは山田文法の規定する有属文修飾格に相当するものを対象とする）における二つの意味的側面――性状規定的な修飾的側面と程度量規定的な副詞的側面[注1]――の共存及び連続に関して、それを、隠喩的に実現した従属句において見ようとするものである。その隠喩的従属句が、右の二側面のうち、副詞的側面を顕勢化させる時、その根拠はどこに求められるのか。

関係性判断の連続上に隠喩的同定を位置させる時、隠喩が隠喩として成立することと、隠喩的従属句が副詞性を有することとの間には、両者が共に「異質であることの主張」において共通性を持つことが認められる。

このような観点から、本稿は隠喩に関わる。それは、「異質性」の存在を確認するための一つの手続きである。

## 一、隠喩

比喩は異質性と同質性との緊張のうちに成り立つ。異質性と同質性との認識は、事物の範疇化（カテゴライゼーション）における基本原理としても機能する

が、比喩作用においてもこの基本原理を見ることができる。比喩が比喩として成立する時、そこには二者の本来的な異質性が前提され、その異質性の上に立って二者の同質性が主張される。

言語表現としての比喩は、二者の比較作用を根底に持つ。その比較作用は第一義的には二者の実質的異質性の認識を意味するであろう。何故なら、比較作用は二者を対象とする作用であり、実質的に同一でしかないもの、即ち「一」に対して比較作用は機能しようがないのであるから。外見も材質も全く同じであるような二つのボールに関して、(イ)「このボールはあのボールと同じだ。」という一文が成立するのに対して、(ロ)「このボールはあのボールだ。」という一文は成立しない。それは「このボール」と「あのボール」とが、それぞれ独立した実質的存在として既に存在レベルにおける異質性を付与されていることによる。また、(イ)は関係形容詞述語文として、(ロ)は同定判断的名詞述語文として、それぞれ文構造上の差異を有し、前者は実質的に異なる二者の関係性を語り、後者は実質的に同一である二者の関係性、即ち典型的にはモノとそれ自身との関係性を語るというように、(イ)・(ロ)両者の間には文的に実現する二者の関係性そのものの差異が存在する。「同じである」ことは「一である」ことを意味しない。関係性判断と同定判断との根本的な差異がそこにある。

先述のように、比喩が比喩として成立するためには、異質性を前提とした同質性の主張が要請される。隠喩表現においては、この異質性こそがその隠喩的成立を支えるものとなる。例えば、「AはBである。」という隠喩的同定において、AとBとが実質的な異質性を持つということは、通常はそれが「文」たり得ないものであることを意味するであろう。[注2] しかし、このような「偽」なる文でありながら、それが「文」として成立するということが、隠喩が隠喩であることに他ならないのであり、この点において、同じく比喩表現として類別される直喩的同定(「AはBのようだ。」)があくまでも「真」なる文として成立するのとは極めて対照的である。

さて、隠喩表現の成立にあたっては、本来の語彙的な意味が失われ、新たな意味が獲得されるという理解に対して、そのような解釈に疑問を抱く立場からは、隠喩表現が、その場限りの一回性の新たな意味を付与するものでないことを、例えば、次のような例によって示すことができる。[注3] (一)は「AをBと見る」型の肯定的見なしであるが、それに対して、〜(一)は「AをBとあやまつ」型の否定的見なしである。

(一) しらゆきのところもわかずふりしけばいはほにもさく花とこそみれ (古三二四)

秋の野の草のたもとか花すゝきほにいでてまねく袖と見ゆらん (古二四三)

冬がれの野べとわが身をおもひせばもえても春をまたまし物を (古七九一)

〜(一) みよし野の山べにさけるさくら花雪かとのみぞあやまたれける (古六〇)

久方の雲のうへにてみる菊はあまつほしとぞあやまたれける (古二六九)

(一)の「みる/見ゆ/おもふ」は、関係性判断動詞として実現したものであるが、[注4] これに類するものとしては「す/言ふ/聞く」等が挙げられる。これらの動詞は「A＝B」であることの認識の上に

立って「A＝B」という同定判断を成立させようとするものであるが、異質な二者の異質性を明示する構造をもって文的実現を果たす。そして(一)において留意すべきは、二者がその異質性を保持したまま同一性を持つものとして見なされるという点である。そこには、文構造上は関係動詞文でありながら、隠喩的同定に相当するA・B二者のあり方の萌芽が見られる。

〈(一)の「あやまつ」も関係動詞の一類に入るべき動詞である。この〈(一)は同定判断の却下によって結果的に関係動詞文として実現したものであるが、同定判断から関係判断へと変容するその過程において「AはBではない」という否定判断を経たものである。このことから導かれるのは、「AはBである」という肯定の同定判断のみが、A・B二者に実質的同一性を要求するものであって、否定の同定判断は、文を構成するA・B二者に対してそのような資格を要求するものではなく、その点において、否定の同定判断の文形式「AはBではない」の連続上に、関係動詞文及び関係形容詞文を位置づけることが可能となる。さらにこのことは、同定判断的名詞述語文における肯定と否定とが、その意味的構造において単純に対立するだけのものではないことをも示唆するであろう。

右の(一)〈(一)は隠喩成立の前段階に相当するものであるが、これらの表現において「花／袖／野べ／雪／ほし」はそれぞれ、それらの語本来の意味のみを担うものであって、新たな意味を付与されたものではないことを付言する。

(二) つゝめども袖にたまらぬ白玉は人をみぬめのなみだなりけり (古五五六)

神な月しぐれにぬるゝもみぢばはたゞわび人のたもとなりけり (古八四〇)

つれもなくなり行く人の言の葉ぞ秋よりさきのもみぢなりける (古七八八)

(三) 冬河のうへはこほれる我なれやしたに流れてこひわたるらん (古五九一)

すみぞめのきみがたもとは雲なれやたえず涙の雨とのみふる (古八四三)

右の(二)は、〈(一)の否定的見なしと連続するものであり、「Aだと思っていたが実はそのAはBであった」というように、初期の同定判断を却下した上で改めて同定判断を行うものである。この(二)は、論理上は同定判断の実現に過ぎないものでありながら、文構造的にも意味的にも、隠喩的な同定判断としての性格を見せる。即ち、一首の実現においては、「BをAと見立てる」という見立てが示されるのである。このことは、非隠喩的同定判断と隠喩的同定判断(ここでは、見たてとして示される)との間に語彙レベルにおける意味的な落差がないことを示唆するであろう。そして、(三)に至って、同定判断としての隠喩が成立する。即ち「AはBである」形式の隠喩の成立である。この(三)においても、字義通りの意味が隠喩表現を支えていることに変わりはなく、まさに隠喩は「言葉に新しい意味をつけ加えることではなくて、驚くべき効果を狙って標準的な意味を用いる」[注5]ものだと言える。

(一)から(三)のそれぞれにおいて、語彙レベルの意味的な添加・転換が認められないということは、本来的に異質であるA・B二者の異質性がそのまま保持されていることを改めて確認させる。と同時に、語義上の変化がない以上、(一)において既に見られた、異質

な二者の同一認定という作用が、(三)の隠喩的同定においてもそのまま機能していると見るべきであろう。二者が異質性を保存するからこそ、それが「比喩」であることが理解され、異質な二者を同一認定するところに、隠喩としての価値――異質な二者の実質的合一という超論理性――が生じるのである。このような隠喩の実現に関連して、その隠喩的側面が注目されるのが、次に挙げる「しるしのて」である。

## 二、しるしのて――隠喩的従属句　その一――

「しるしのて」は、『あゆひ抄』〈氏身〉[何て]において示された隠喩的従属句である。この「しるしのて」に関しては、その名目に現れた「しるし」的側面を重視する解釈がなされることが多いが、[注6]ここに本稿の提示する解釈は、「しるし」と対をなす「神」的側面をその本質として捉えることによって、「しるしのて」が隠喩的従属句として実現する論理を分析しようとするものである。

『あゆひ抄』「大旨」の述べる「神・しるし」の規定は極めて簡略である。「神は能なり。しるしは所なり」。この「神・しるし」を「能・所」[注7]に即して考えるなら、それは、「動作作用を実現させる原因としての内的力＝神」「動作作用として現象化した外的あり方＝しるし」という対立を基本原理として把握される。この時「神」は「しるし」を現象化させるもの、即ち「しるし」として現象化したものに、能力ないし原因として本質されるもの、という資格を有することになる。[注8]

この「神・しるし」という対立的概念によって規定されるのが「しるしのて」である。

(四)　みな月のつちさへさけててる日にもわがそでひめやいもにあはずして　(拾八二五)

けさはしもおきけん方もしらざりつ思ひいづるぞきえてかなしき　(古六四三)

(五)　あふさかの関のし水に影見えて今やひくらんもち月のこま　(拾一七〇)

はし鷹のはらふうは毛に玉ちりてかたのゝ原に霰ふるなり　(新続古七三〇)

右の二分類は本稿の便宜によって立てたものであるが、ここで、『あゆひ抄』の記す里言に関して触れなければならない。「かりにほとに」と里す。まことは「よと云ほとに」と心うへし」。ここに記された里言訳「よと云ほとに」とは「～せよと言うほどに」であり、言うまでもなく、この「よ」は命令形下接の文法要素である。そもそも命令表現とは、現在において未実現である事態の実現を希求するものであるが、このことは、「～て」部分が、未だ現象化していない事態であることを示す。即ち、(四)(五)の傍線部分はそれぞれ「現象化したもの＝しるし」に相当するものではない、ということになる。にもかかわらず、この「～て」は「しるしのて」と称される。ここで、改めて『あゆひ抄』の記す「しるしのて」の規定を見る。「しはらく神をかくしてしるしのあらはなるをたてゝいふ詞也」。「しるしのて」の本質は「しるし」にはなく、「神」にその本質を持つものであることが了解される。『あゆひ抄』[何て]は「なすわさをしはてゝ後も猶其あとあるをたてゝいふ詞也」と記すが、このことは、上述の「しるしのて」のあり方と矛盾するものではない。「神」であることは単に「見えざる」こと、「かくされている」ことを意味しな

い。「猶其あとある」という点においては、内包されていながら顕に見られているものでもあるのが、「神」としての「〜て」のあり方である。それは、内包が「内に在る」という形で、或いは「かくす」という形で、それぞれ存在性を主張することに等しい。

右の挙例における「〜て」部分は、その本質においては「しるし」性ならぬ「神」性を持つものであった。では、この「神」性に対立する「しるし」性、「神をかくしてしるしのあらはなる」と記される「しるし」性とは如何なるものか。

ここで、(四)の「〜て」部分に着目すると、これらは隠喩表現として理解される従属句である。そのような観点から見る時、(四)の「〜て」部分はそれぞれ「(日照りの)激しさ／(悲しみの)激しさ」という、状態の程度的大をあらわすものと解釈される。そして、程度性の存在は里言訳「ほとに／云ほとに」にも対応するであろう。この「程度的大」と「つちさへさけて／きえて」との関係は、現象レベルにおける「神・しるし」の対立に対して、非現象レベル——これが隠喩の実現に他ならない——における「神・しるし」の対立と称するに足るものであろう。このような対立を認定して初めて、これらが「しるしのて」と称される所以を了解することが可能となる。

隠喩とは、実質的には「A≠B」であることを前提とし、その異質性の上に立って「A＝B」であることを主張し得て初めて成り立つものであった。「〜て」部分が事実としての事態描写ではなく、隠喩に留まるものであることは、その「〜て」部分が未実現事態に留まることに対応するであろう。そのことが「ほとに／よと云ほとに」という里言訳によって細心に語られていたことになる。

さらに(五)の「影みえて／玉ちりて」に関しても、その「しるし」性に関して、(四)との統一的な解釈が要請されよう。「〜て」部分が未実現事態に留まるとすれば、「影みえて」は現象化していない事態を意味するものになるが、そのような「影」は、「月影」ではなく「駒の影」でなければならない。[注9] そして、現象化していない「影」を見せるほどの「内在的な力(＝神)」を本質するのが、この「影みえて」である。また、この「影みえて」に関しては、それが後続句と共に因果関係を構成するという解釈をも提示し得る。それは「因」としての「神」のあり方の一つの実現である。ただしこの場合、「因」は「原因因(動力因)」としての「因」ではなく「目的因」としての「因」でなければならない。[注10] それが「よと云ほとに」という里言訳に対応する唯一の因果関係的側面における解釈となろう。一方、「玉ちりて」は、一面において(四)の挙例に近い性格を持つ。それは「〜て」部分が事態としての現象化を語るものではないという点において、現象レベルにおける「神(霰の降る量性及びその様態的美しさの程度性)」と規定され、その「神」の隠喩的現象化として「しるしのて」と称されるべきものである。しかし、(四)の挙例における「〜て」部分が程度的大をあらわすものであったのに対して、この「玉ちりて」においては、その様態的美しさの比喩としての「玉」の存立のために、「霰」の量性はその程度性を縮小される。即ち、この「玉ちりて」は、主として、性状規定的な修飾的側面の比喩として機能することによって、程度量規定的な副詞的側面においては、程度的小をあらわすという点において、(四)の挙例のみならず「影みえて」とも異なる性格を有すると言えよう。それは、「霰」が「玉」に見立てられることによって必然的に負荷される量性の縮小である。

「しるしのて」とは「神」性を本質する従属句にのみ当てられた名目である。その「神」性は、隠喩的実現においては、状態の程度量性という「内在的力」としての価値を、また因果関係的実現においては、後続の「果」を成立させ得る「目的因」としての価値をそれぞれ有する。「しるしのて」から帰納し得るのは、このような従属句のあり方であった。

さて、本稿が「しるしのて」を取り上げるのは、その程度量規定的な副詞句としてのあり方に注目する故である。上掲の(四)は、その副詞句としての機能が強く作用するものであった。しかしながら、そのような従属句としてのあり方の所以、即ち、「〜て」部分を隠喩的従属句として理解することの根拠、及び、それらが隠喩的従属句であることと程度性をあらわすこととの相関が問われねばならない。

ある従属句がその字義通りの意味において非文性を持ちながらも、同時にそれが有意味であること、そのことにおいて、その従属句は、隠喩的従属句として理解される。さらに、隠喩と程度性との相関については次のように考えられる。例えば(四)の「つちさへさけて／きえて」は、いずれも極端例示的な従属句である。極端の極とは、現象化し得ない事態、即ち、超現象的事態であろう。それらが通常の事態としては実現し得ないものであるなら、そしてそれらが実現し得ない点において、程度としての極端性を代表し得るものであるなら、それは、極度としての程度性を内包することになろう。これが、程度規定的な副詞的機能の発現の根拠となる。しかしこのことは、程度量規定として働く副詞句が性状規定的な修飾句としての「しるし」性を持ってはならないということではない。隠喩的従属句の成立の根拠は、他ならぬ、字義通りの意味にこそ求められるものであった。その字義通りの意味において、それらの従属句は既に程度的大(あるいは程度的小)を内包する。そのことは、例えば「つちさへさけて」が現象化した「しるし」であっても、その極端例示的側面は損なわれず、従ってその程度規定的な副詞性が失われるわけではないという事実においても明瞭であろう。しかし、隠喩としての実現に、より純粋な副詞性が顕現することもまた否定できない。なお、(四)において、「ヲ格＋動詞連用形＋て」及び「ガ格＋動詞連用形＋て」という二種の句構造が見られることは、現代語との対比において特に注目される(現代語における隠喩的従属句の構造は、動詞述語の場合、「ヲ格／ニ格＋動詞連用形＋て」が主となる)[注11]。

また、「て」を下接せず動詞連用形のみの句述語をもって、程度量規定の副詞句が構成される場合がある。

(六) 秋はぎにうらびれをればあしひきの山したとよみ鹿のなくらん　(古二一六)

秋なれば山とよむまでなくしかに我おとらめやひとりぬる夜は　(古五八二)

この二首はいずれも比喩的な程度規定的副詞句であるが、「山したとよみ」と「山とよむまで」との差は、隠喩と直喩との差に類似的である。それが「まで」という程度規定に働く副助詞の存在に拠ることは言うまでもない。

さらに、程度量規定的な副詞句として機能する句述語は動詞に限らない。形容詞(及びそれに準じる形容詞的状態性を有するもの)を句述語とする程度量規定的な副詞句もまた、次のように確認される。

(七) をりてみばおちぞしぬべき秋はぎの枝もたわゝにおける

しら露　（古二二三）
五月雨のそらもとゞろに郭公なにをうしとかよたゞなくらん　（古一六〇）
しらゆきのところもわかずふりしけばいはほにもさく花とこそみれ　（古三二四）
おもふともこふともあはん物なれやゆふてもたゆくとくるしたひも　（古五〇七）

「枝もたわゝに／そらもとゞろに／ところもわかず」は程度量的大をあらわす副詞句として解釈される（「ところもわかず」は少量の降雪に関して用いられる修飾句ではあり得ず、それが多量であるからこそ「ところもわかず雪が降る」という表現が可能になる）。また「ゆふてもたゆく」は「いとも容易に」という程度規定的な副詞句として解釈し得るものである。しかし、この(七)に程度量規定的な副詞的側面を見ることは、その性状規定的な修飾的側面の存在を否定するものではない。同様に、次の(八)も、修飾的側面と共に副詞的側面を共存させるものである。

（八）夏山にこひしき人やいりにけんこゑふりたてゝなくほとゝぎす　（古一五八）
わくらばに問ふ人あらばすまのうらにもしほたれつゝわぶとこたへよ　（古九六二）

以上、「しるしのて」を中心に見た用例において、隠喩的に実現した従属句が程度量規定的な副詞句として機能すること、しかし、より厳密には、隠喩的従属句においても字義通りの意味が機能し、そのことによって隠喩としての実現が支えられることを考えれば、性状規定的な修飾句としての機能と共に程度量規定的な副詞句としての機能を兼ね備えたものとして解釈すべきであろう。そして、隠喩として実現しつつ程度量規定として機能するものとして、次に「にのと」が挙げられる。

## 三、にのと——隠喩的従属句　その二——

「にのと」は、『あゆひ抄』〈止家〉「何と」において示された「と」の一用法である。[注12] その隠喩性は、例えば「わたつみとあれにしとこを今さらにはらはゞ袖やあわとうきなむ（古七三三）」によって容易に理解される。

ここではまず、隠喩的同定と「と」との関連性に注目する立場から、動詞「なる」を伴う隠喩的同定を取り上げる。

（九）君こふる涙のとこにみちぬればみをつくしとぞ我はなりける　（古五六七）
篝火のかげとなる身のわびしきはながれてしたにもゆるなりけり　（古五三〇）
うきながらけぬるあわとも成りなむながれてとだにたのまれぬ身は　（古八二七）
よるべなみ身をこそほくへだてつれ心は君が影とぞなりにき　（古六一九）

ここでは、「なる」を伴う隠喩的同定において「となる」形式が顕著に見られる[注13]という事実の指摘そのものより、それが動詞「なる」の本質に依拠する事実であるという点により大きな意味がある。それは、一般に変化動詞とされる「なる」を述語とする文が、その意味論的構造[注14]として同定判断的主述構造を内包するという理解に基づく。そのことは、同定判断「AはBである」におけるA・B二者の

同一性・異質性と深く関わる問題であり、また隠喩の文的実現として「と」が要請されるという、「と」使用の根拠へと連結する問題でもある。

動詞「なる」は二様の文的実現を見せる。その一つは変化をあらわす文（「おたまじゃくしが蛙になる。」）であり、今一つは存在の発現をあらわす文（「柿の木に真っ赤な実がなる。」）である。前者は、同一基体をめぐる性状・数量的なサマの二態を時間的経過に即して「変化以前のサマ」から「変化以後のサマ」への変化として把握するものであり、これは、時間性の投影によって同一基体の内的運動を時間的運動と捉える点において、時間的運動の今一つの実現形態である空間的運動をあらわす移動動詞文に近接する。一方、後者は、前者に比して時間性を捨象したものとも言えるが、「なる」述語文「BにAがなる」は、存在詞文「$\beta$に$\alpha$がある」に連続する存在表現としての価値を持ち、この時「BにAが」部分は「述・主」関係を構成する。同様に、前者の変化表現においてもその時間性を捨象した時（それが、内的限定格内部において構成される主述関係の特質の一つである）、それは「変化以前のサマ」と「変化以後のサマ」との同一認定という性格を有するものになる。この時、「なる」の一方の文的実現としての変化表現「AがBになる」の「AがBに」部分は同定判断の主述を構成し、この点において、「なる」の二様の文的実現たる発現的存在表現と変化表現とは、その意味論的主述構造において等価なものとして解釈される。

右のような理解に基づいて「なる」述語文を見る時、「AがBになる」と「AがBとなる」との差は端的に「AがBに」と「AがBと」との差であり、それはA・B二者をめぐる同定判断の質的差異へと還元される。A・B二者が隠喩的同一関係を構成する場合に「と」が専ら使用され、そのような関係を構成しない場合に「に」が使用されるという事実の側から指摘し得るものは、隠喩的同定と非隠喩的同定とにおけるA・B二者の「異質性」の有無である。第一節において述べたように、二者の異質性が保持されつつ同一認定がなされるところに隠喩表現は成立した。「と／に」は共に二項結合の原繋辞（プロトコピュラ）としての共通性を有するが[注15]、「と」は本来的に「二」であるような異質性を有する二項を対象として、「に」は本来的に「一」であるような内的関係性を有する二項を対象として、それぞれ主述関係を構成すると考えられる。そのような性格を体現するのが、（九）に挙げた「と」の用法である。

「と」が隠喩実現のために要請される事情は、右のようなものであった。次に、その「と」を伴う隠喩表現が修飾的・副詞的に機能する場合を見る。

（十）わたつみとあれにしとこを今さらにはらはゞ袖やあわとうきなむ　（古七三三）

たつたひめたむくる神のあればこそ秋のこのはのぬさとちるらめ　（古二九八）

立ちとまりみてをわたらんもみぢばは雨とふるとも水はまさらじ　（古三〇五）

なく涙雨とふらなんわたりがは水まさりなばかへりくるがに　（古八二九）

右の（十）においては、「とこ／袖／このは／もみぢば／涙」を主語とし「わたつみと／あわと／ぬさと／雨と／雨と」を述語とする隠喩的同定関係がそれぞれ分析されるが、さらにこれは、例えば「こ

のはのちる—ぬさ(が)ちる」という句レベルの同定関係へと展開し得るものであり、この時、「このはのちる」ことの量的大をあらわすような副詞的側面が分析される。と同時に、修飾的側面に関しても、「このはのちる」という主句に対して「ぬさ(が)ちる」という意味的な句構造述語を分析することによって、「ぬさ(が)ちる」ことそのものの様態的側面の存在が認められる。

「〜と」部分を述語格として解釈するか、或いは、従属句に準じるような句構造をなすものとして解釈するか、その両者の解釈があり得よう。しかしながら、これらの「〜と」部分に右のような二側面の共存を認めることは、その解釈の幅の縮小を要請するものであり、そのことは、意味的に句構造をなすものが「名詞+と」という形態において実現し得ることの文法的な根拠を問うことに他ならない。そしてそれは、「名詞+と」という形態そのものが述語資格を有し、また、「このはのちる—ぬさ(が)ちる」において「ぬさ(が)ちる」そのものが述語資格を有するという二重の述語性に起因するものである。[注16]

## 四、従属句における修飾的側面と副詞的側面

従属句(有属文修飾格)には、性状規定的な修飾的側面と程度量規定的な副詞的側面との二側面が認められた。では、従属句がこのような二側面を有するのは何故か。

従属句は、主句の述語を第一述語として、第二述語の位置に立つ。従属句における修飾的側面及び副詞的側面という二側面は、主句に内包される様態的側面及び様相的側面という二側面と相関するものであるが、このことは、第二述語たる従属句の側においては、性状規定的側面から程度量規定的側面へという意味的分節として分析される。その過程を、本稿は、隠喩的従属句を中心にして見てきたのであった。ここで、それを振り返れば、隠喩にせよ直喩にせよ、比喩として実現した従属句は、それが字義通りの意味を持つことによって修飾句として機能し、一方、比喩が、同程度の事態の中の一例提示に留まらず、しばしば程度的大を内包する極端例示として実現する時、その副詞的側面が顕勢化する、これが副詞句としての実現であった。

本稿が関わった隠喩的従属句と対をなす直喩的従属句においては、その副詞性が副助詞によって明示的に言語化され、より明瞭な程度量規定の副詞句が構成される。そして、留意すべきは、そのような副助詞を伴った直喩的従属句においては、程度的大小のみならず、中立的な程度規定が可能だという点である。それは、程度量規定の従属句であることを明示する副助詞の存在に起因するものである。「など」を初めとして「ほど/くらい」等を伴う従属句においては、一例提示としての修飾的側面のみならず、その「一例」の有する程度性が分析されるが、その程度性は、時に極端であり、時に中立である。隠喩的従属句との相違はこの点にある。隠喩的従属句においては、それが隠喩として実現するために要請される「異質性」、即ち、非現象性によって、しばしば程度的な極端性のみが発現する。[注17]

また、このような「異質性」の存在は、直喩的同定の形式「AはBのようだ」と、隠喩的同定の形式「AはBである」とにおける、A・B二者の関係構成のあり方そのものにも関わる。前者は、厳密には同定と呼び得るものではなく、二者の類似関係を構成するに留まるのに対して、後者は、二者の同定が論理的には「偽」であるこ

とを前提とした上でその二者の同一関係を構成しようとするものである。言い換えれば、前者があくまでも「二」をめぐる関係の言表であるのに対して、後者は「一」をめぐる関係の言表であり、そのことはまた、前者が二者の差異性の主張であり続けるのに対して、後者が同一性の主張にこそ価値を持つことを意味するであろう。

隠喩的同定において、それが隠喩であることを支えるのは、字義通りの意味と文の有意味性という二次元の「意味」であり、それは同定対象である二者の「異質性」に起因するものである。隠喩的従属句においても、そのことは変わらない。「意味」と連動する副詞性が、隠喩的従属句における副詞性の本質であり、その副詞的意味は、事態の非現象化という「異質性」と深く関わるものであった。

以上、従属句における意味的二側面の実現に関して、隠喩という観点からの考察を述べた。大方のご叱正をお願いしたい。

（本文中に引用した和歌の表記及び歌番号は、岩波『日本古典文學大系』及び『新編国歌大観』に拠る。）

注1　本稿は、「修飾／副詞」という語を文法的な意味的側面をあらわす術語として用いる。なお、本稿が「副詞」として認定するものは基本的に「程度副詞」「量副詞」の二類であり、所謂「陳述副詞」及び「時空量副詞」もこの二類に解消して理解する。

注2　このような隠喩的同定における「非文性」を、文献⑭は、「意味論的に偽となる文」と述べる。（二八〇頁）

注3　「見なし（見立て）」と「比喩」との相違に関しては、例えば、糸井通浩氏（文献⑪）による「見立ての対象（見立てられるもの）＝反現実」「（狭義の）比喩の対象（喩えられるもの）＝非現実」とする分析がある（一一九頁）が、本稿は主として、判断対象となる二者の異質性の有無を問うという観点から、これらの相違については言及しない。

注4　『日本文法論』は「父とあがむ。花と見る。股肱とたのむ。」の三例を立て「實は『父』ならず『花』ならず『股肱』ならざるものを以てしかる如くに思惟することをいへり」と記す。（五七〇頁）

注5　文献⑮に拠る。（三〇六頁）

注6　例えば、川端善明氏（文献⑦）は、通常の「X て＋Y」が「X＝因／Y＝果」という因果関係を構成するのに対して、「しるしのて」は「X＝果／Y＝因」という倒逆的な因果関係を構成すると記す（三五頁）が、これは結果的に「しるしのて」の「しるし」性を重視する解釈となると理解される。

注7　「能・所」に関して『起情指揮』は次のように記す。「能 物に持たる所のはたらき也／所 物の物の能の所にせらるゝを云」。

注8　この「神・しるし」が文的に実現するそのあり方は、時に「原因＝神」「結果＝しるし」という時間的継起性を内包する二事態への分節として、時に、「（結果的側面への関心を本質しない）事態成立を導く能動的な力としての他動性＝神」「結果的側面としての自発的現象化＝しるし」という対立的な二様の事態把握（これは通常、使役・受身の対立としてヴォイス範疇において論じられる）への分節として、また時に、現時点における「動作作用の実現完了を経たその動作作用の現在的内包＝神」「動作作用の現在的実現＝しるし」という現在的な事態のあり方の二様の把握（これは通常、完了・未完了の対立としてアスペクト範疇において論じられる）としても、理解される。

注9　『鑑賞日本古典文学 古今和歌集 後撰和歌集 拾遺和歌集』（角川書店）は、「影＝駒の影」という解釈をとる。

注10　文献⑦は、「しるしのて」を含む句が後続句（原因因）に対する「結果」を構成するという解釈をとる。（三五頁）

注11　森田良行氏（文献⑨）は、「身を粉にして働く／地団駄（を）踏ん

で悔しがる」等の用例を挙げる。（四一頁）

注12　「にのと」という名目は「にゝかよひたる脚」として「と」を捉えることに由来するが、『あゆひ抄』〈仁家〉は「にのと」に対応するような「に（如に）」の存在には触れない。〈止家〉［にのと］に挙げられた「泣く涙　霈霖に降りて（萬二三〇）がその「如に」に相当するものであるが、注16に示すように、［にのと］における記述そのものは［いつゝのと］との連続性へと傾斜している。なお、この萬葉二三〇歌は、西本願寺本によれば「霈霖介落者」、また『あゆひ抄』は「ひさめにふれは」と記す。

注13　「に／と」の区別に関して、『日本文法學概論』は「今日の口語にてはこの區別又混雑せるものあり。たとへば／手足になって働く。／の如きものあり。」と記す（四三一頁）が、これは、「（私が他者の）手足となる」のような文においては「と」を用いるべきことを意図した記述である。本稿は、この「（私が他者の）手足となる」を隠喩的同定という観点において捉える。

注14　動詞「なる」を述語とする文に限らず、内的限定格における格項目相互の関係性として、同定判断的主述関係と存在判断的主述関係との二類の主述関係が分析される。

注15　「と／に」を本来的な繋辞と捉える理解は、文献⑧他に負うところが大きい。しかしながら、本稿は、繋辞性と共に述語性をその基本的機能として捉える。

注16　「にのと」に関しては、例えば「秋のこのはのぬさとちる」において、「ぬさとして／ぬさとなって」のように「いつゝのと」との連続性を考慮する余地も残されているが、この場合、「ぬさと」は、従属句中の内的限定格において述語資格を持つものとなり、また、関係性判断と隠喩的同定とにおける判断対象たる二者の異質性という共通点も、改めて見出される。なお、『あゆひ抄』〈止家〉［にのと］の記述は、「其物にたとへていふ」という比喩性に触れながらも、［いつゝのと］との連続性を重視したものとなっている。証歌の一つに挙げられる「人こふる事をもにとになひもてあふごなきこそわびしかりけれ（古一〇五八）」も、［にのと］と［いつゝのと］との連続性をあらわすものである。

注17　「〜て」形式の従属句においても中立的（非極端的）な程度規定が可能な場合があるが（「手を伸ばして届く（高さ）」）、隠喩的従属句においては、中立的な程度量規定の例を見出すに至っていない。

【文献】


①富士谷成章『あゆひ抄』一七七八
②富士谷御杖『起情指揮』『富士谷成章全集　上巻』風間書房
③山田孝雄『日本文法論』一九〇八　寶文館
④――『日本文法學概論』一九三六　寶文館
⑤森重　敏「並立副詞と群数副詞との設定」『国語国文』二六―十　一九五七
⑥――「程度量副詞の設定」『国語国文』二七―一　一九五八
⑦川端善明「助詞『も』の説――二、心もしのに鳴く千鳥かも――」『萬葉』四八　一九六三
⑧――『活用の研究II』一九七九　大修館書店
⑨森田良行「動詞慣用句」『日本語学』四―一　一九八五
⑩尼ヶ崎彬『日本のレトリック』一九八八　筑摩書房
⑪糸井通浩・吉田究編『小倉百人一首の言語空間――和歌表現史論の構想――』一九八九　世界思想社
⑫内田賢徳「形式副詞――副詞句の形相――」『国語国文』四四―十二　一九七五
⑬――「副詞句と条件法」『日本語学』二―十　一九八三
⑭D・ディヴィドソン「隠喩の意味するもの」『真理と解釈』　高橋要訳　一九九一　勁草書房
'What Metaphor Means', *Critical Inquiry* (vol. 5), 1978
⑮I・ハッキング「開拓地にて――ディヴィドソンの「真理と解釈に関する探究」

について――」『言語はなぜ哲学の問題になるのか』
伊藤邦武訳　一九八九　勁草書房
'On the Frontier: Donald Davidson's Inquiries into Truth and Interpretation', *New York Review of Books*, 12.20 / 1984
⑯S・A・クリプキ『名指しと必然性――様相の形而上学と心身問題――』
八木沢敬・野家啓一訳　一九八五　産業図書
'Naming and Necessity', *Semantics of Natural Language*, D.Davidson & G. Harman (eds.), 1972, Reidel Publishing Co.
⑰拙稿「『ニ』――その文法的機能について――」
『早稲田日本語研究』二　一九九四
⑱――「月の満ち欠け――空間量表現の一形式――」『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊第二一輯』一九九四

――早稲田大学大学院生――

（平成五年十二月二十日　受理）
（平成六年八月三十日　改稿受理）